

志摩市病院職員募集要項

志摩市役所

次のとおり病院職員を募集します。

1 募集職種

◇志摩市民病院 看護助手 1人

2 受験資格

- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人
- ・シフト制による三交代勤務が可能な方

3 試験の方法

試験科目	内容
作文試験	指定テーマによる作文試験(800字程度)
面接試験	個別面接方式による面接試験

4 申込書の入手方法

入手方法は、次のとおりです。

(1) 直接入手する場合

配布期間	令和4年 5月9日(月)～ 5月27日(金) (ただし、土日祝日は除く) 8時30分～17時15分
配布場所	志摩市民病院 1階 事務科 又は 志摩市役所 5階 総務課

※志摩市民病院ホームページで申請書をダウンロードできます。

A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。

(2) 郵送で請求する場合

封筒の表には朱書きで「病院職員採用試験申込書請求(看護助手)」と記入し、令和4年5月20日(金)までに次の宛先に送付してください。(必着)

〒517-0603

三重県志摩市大王町波切1941番地1 志摩市民病院 事務科

封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円分の切手を貼付した返信用封筒(角2サイズ 縦330mm×横240mm)を同封してください。

※返信用封筒表面の自分の名前の下には、「様」と書き入れてください。「行」「宛」等は記入しないでください。

5 申込手続き

<p>申込方法</p>	<p>申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送（受付期間内必着）により提出してください。</p> <p>※ 持参される場合は、国民健康保険志摩市民病院事務科窓口の開院時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）にお申込みください。ただし、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。</p> <p>※ 郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「病院職員選考申込書（看護助手）在中」と記入し、送付してください。（申込受付期間内必着。申込受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。）</p> <p>※ 郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。</p> <p>① 受験申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真（4 cm×3 cm）を貼付 3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの（写真の裏に氏名を記入）
<p>申込書提出先</p>	<p>〒517-0603 志摩市大王町波切1941番地1 志摩市民病院 事務科 電話0599-73-8877</p> <p>※郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「病院職員採用試験申込書在中」と記入し、<u>申込受付期間内必着</u>で送付してください。</p>
<p>申込受付期間</p>	<p><u>令和4年5月9日（月）～5月27日（金）</u> （ただし、土日祝日は除く） 8時30分～17時15分</p>

6 試験の日時及び会場

後日、担当部署の職員から連絡します。

- ※ 5月31日（火）までに連絡がない場合は、国民健康保険志摩市民病院事務科（電話0599-73-8877）まで連絡してください。

7 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

作文試験及び面接試験の結果から総合的に判断し、合格者を決定します。

(2) 発表

試験終了後、6月末日までに受験者に通知します。

8 採用予定年月日

令和4年7月1日

9 給与等

志摩市職員給与条例に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

職種等	最終学歴	初任給
看護助手	高校卒(18才)	147,900円

10 勤務先

志摩市民病院

11 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市民病院 事務科へお願いします。

(電話 0599-73-8877)

12 その他

お預かりしました個人情報、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用させていただきます。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、あらかじめご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
 - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。